

【感染症】

基本方針

〈現状〉

- エイズ※は、H I V※(ヒト免疫不全ウイルス)感染により免疫力が低下し発症しますが、感染経路が限られており、正しい知識を持って予防すれば日常生活では感染せず、いたずらに感染を恐れる必要はありません。また、医療の進歩により、エイズの発症を遅らせたり、症状を緩和させることが可能になり、治療を受けながら社会生活はもちろんのこと、寿命を全うできるようになりました。エイズという固有の疾患名を冠した法律が存在することは患者への差別を助長するとの意見もあり、平成元年(1989 年)に成立したエイズ予防法(後天的免疫不全症候群の予防に関する法律)は平成 10 年(1998 年)に廃止され、感染症法(感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律)の中に位置付けられています。

※エイズ

後天性免疫不全症候群。H I V の感染によって、人体に備わっている抵抗力が弱まり、様々な感染症や悪性腫瘍などが引き起こされる病気。

※H I V

ヒト免疫不全ウイルスのこと。Human (ヒト) Immunodeficiency (免疫不全) Virus (ウイルス) の略。ヒトの体を様々な細菌やウイルスなどの病原体から守るために重要な役目を持つ免疫機能を破綻させるウイルス。

- 結核は、国をあげての予防、治療への取組により激減しましたが、関心の低下や高齢者の発病、多剤耐性結核等により減少は鈍化し、本市でも年間約 45 人が発病しており、過去の病気ではありません。また、治療により治る病気で、重症化前に早期発見すれば人に感染させることもありません。しかし、いまだに誤った知識と思い込みが、感染者等への偏見や差別を生み、医療や介護現場での受入れ拒否等の問題も生じています。なお、昭和 26 年(1951 年)に制定された結核予防法は平成 18 年(2006 年)に廃止され、感染症法に統合されています。
- 令和 2 年(2020 年)頃から世界的に感染が拡大した新型コロナウイルス感染症では、感染者やその家族、医療従事者等のエッセンシャルワーカーとその家族に対する誹謗・中傷や差別的行為が社会問題となりました。令和 3 年(2021 年)2 月に施行された「新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律」には、感染者やその家族、医療従事者等の人権が尊重され、差別的な取扱いを受けることのないよう、偏見や差別を防止するための規定が設けられました。
- 本市では、感染者等に対する差別、偏見の解消を目指し、正しい知識や理解の普及を図るため、広報、ホームページ、マスメディアを活用し広域的な啓発活動を実施しています。また、社会福祉施設、医療機関、学校、企業、宿泊施設等に対する、ポスター・リーフレットの配布や講習会の実施により正しい知識の普及、感染予防、感染者等の人権擁護の啓発など感染症理解への取組を支援しています。

〈課題〉

- 国内の新規H I V陽性者、エイズ患者の数は平成 25 年(2013 年)から令和 4 年(2022 年)にかけて減少傾向にありましたが、令和 5 年(2023 年)の新規H I V陽性者数は 7 年ぶりに増加に転じました。年齢をみると、新規H I V陽性者は 20 代と 30 代、新規エイズ患者は 30 代と 40 代が多くなっています。検査件数は増加傾向にありますが、ピーク時の半数に満たない状況です。
- 疾病に対する誤った知識や理解不足により、医療や介護現場での受入れ拒否等といった社会生活上の人権問題が生じていることから、病気そのものや感染者に対する偏見や差別意識の解消が求められます。
- 正確な知識と理解の不足から生じる過度の忌避意識により、感染者、患者、回復者及びその家族に対し、周囲の人や職場などで偏見や差別、プライバシーの侵害などの人権問題が生じることは常に考えられます。また、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」などに基づき、入院隔離が必要な場合も人権に対する配慮が求められます。

〈教育及び啓発の方針〉

今後あらゆる機会を通じて、感染症に関する正しい知識などの情報発信により、より多くの市民の理解促進に努め、感染者・患者・回復者等について誤った知識による差別や偏見をなくするとともに、これらの人々を支え共生していける社会づくりに取り組んでいきます。また、感染を予防するために正しい知識の普及に努め、H I V陽性者、エイズに関しては、市民が相談・検査を受けやすい体制づくりに取り組みます。

〈事業の柱〉

- ①H I V、エイズに対する正しい理解の醸成
- ②全ての感染症(新型コロナウイルス感染症やエムボックス※等)に対する正しい理解の醸成

※エムボックス

エムボックスウイルスによる感染症。発疹、発熱、倦怠感、リンパ節の腫れなどが典型的な症状であり、感染から通常 7 ～14 日(短い場合 5 日、長い場合 21 日のこともある)の潜伏期間(感染してから症状があらわれるまでの期間)の後、多くは 2 ～4 週間ほど症状が続いた後自然に回復するが、稀に重症化することがある。

実施計画

〈事業の柱〉

- ①H I V、エイズに対する正しい理解の醸成
- ②全ての感染症(新型コロナウイルス感染症やエムボックス等)に対する正しい理解の醸成

〈事業一覧〉

事業名	事業内容 5年間(令和7年度～11年度)	主管課 (機構順)
①HIV、エイズに対する正しい理解の醸成		
効果的な啓発活動、相談・検査体制の推進	㊦対象となる集団のニーズ調査、現在行っている事業の効果的な実施方法の検討などをアンケート調査の実施等により行う。 ㊧看護大学や看護専門学校等を中心としたボランティアによる同年代への啓発を推進する。	保健所防疫課
講演会や研修会の開催	青少年・学校関係者や企業管理者、医療機関、社会福祉施設や学生、市民などを対象に講演会、研修会、出前講座を実施する。	保健所防疫課
ポスターやリーフレットによる情報提供	㊦各学校(中・義務教育・高等・大・専修学校)、市内医療機関、企業等の関係機関へ啓発用ポスター・リーフレットを配布する。 ㊧H I V検査普及週間・世界エイズデーにおけるイベント、レッドリボン※運動の紹介、街頭キャンペーン、ポスター・パネル展や大学祭での啓発を行う。	保健所防疫課
メディア等の活用による情報発信と啓発	広報ひめじ、ミニコミ紙、デジタルサイネージ、ケーブルテレビ、FMラジオ、保健所ホームページ等を利用して情報発信し、啓発を行う。	保健所防疫課
HIV抗体検査・相談	㊦平日検査、休日迅速検査を実施する。 ㊧電話や来所による個別相談を実施する。	保健所防疫課
②全ての感染症(新型コロナウイルス感染症やエムボックス等)に対する正しい理解の醸成		
メディア等の活用による情報発信と啓発	㊦広報ひめじ、ミニコミ紙、デジタルサイネージ、保健所ホームページ、出前講座等を利用して情報発信し、啓発を行う。 ㊧電話や来所による個別相談を実施する。	保健所防疫課
講演会や研修会の開催	社会福祉施設や医療機関、学校、企業等に対して講演会や研修会を実施する。	保健所防疫課

※レッドリボン

エイズに苦しむ人々への理解と支援を表すシンボル。赤いリボンをつけることで、「私はエイズを知る努力をします」とか「差別や偏見を持っていません」という意思を表すことができる。

計画の進捗評価指標

〈事業名〉 指標	基準値	目標値 (令和 11 年度)	目標設定理由
〈H I V 抗体検査・相談〉 H I V 抗体検査受検者数	90 人 (令和 5 年度)	150 人	H I V 抗体検査を受検しやすい体制を構築し、受検者数を増やすことにより、H I V への理解促進を図り、感染者への差別をなくす。
〈講演会や研修会の開催〉 感染症対策研修(管理者研修・専門職研修)への参加者数(実数)	304 人 (令和 5 年度)	450 人	感染症の正しい知識を持つ人を増やすことにより、感染症への理解促進を図り、感染者への差別をなくす。

計画改定で目指すべき成果指標	成果指標の測定方法	主管課
初回受検者率を 80%以上にする。	受検者アンケート集計	保健所防疫課
研修内容の施設職員周知割合を 30%以上にする。	受講者アンケート集計	保健所防疫課